

令和6年度四日市市会計年度任用職員（フルタイム）

多文化共生推進コーディネーター

採用試験要項

多文化共生・・・日本人も外国人も、お互いの理解を深め、一緒にまちづくりに関わっていかうとすることです。

1 募集職種及び採用予定人数

○募集職種・・・会計年度任用職員（フルタイム）

多文化共生推進コーディネーター

◇採用後の主な業務内容

- ・ 笹川地区等における多文化共生のための事業の企画、運営
- ・ 笹川地区等における外国人世帯への訪問による実態把握
- ・ 笹川地区等で関係機関や地域団体が実施する、多文化共生のための事業への協力、会議などへの参加など

※笹川地区における業務が中心となりますが、笹川地区以外での業務にも従事していただく場合があります

○採用予定人数・・・1名

2 採用予定日 令和6年10月1日

3 業務にあたって

- ① 採用後、多文化共生に関する研修等を受講していただきます。
- ② 業務として、地域活動に参加していただきます。
- ③ 外国人世帯を訪問し、聞き取り調査をしたり、地域活動への参加を呼び掛けたりしていただきます。
- ④ パソコン（ワード、エクセル等）を使った文書作成などの事務をしていただきます。
- ⑤ 業務を行ううえで、車での移動が必要です。

4 受験資格 次の要件をすべて満たす人が受験できます。

- ① 昭和39年10月2日以降に生まれた人
- ② 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- ③ 外国籍の人は、出入国管理及び難民認定法等に基づく就労可能な在留資格・期間を有する人
- ④ 日本人と外国人の共生推進に関心のある人
- ⑤ 日本語とポルトガル語の日常会話・簡単な読み書きができる人
- ⑥ 普通自動車運転免許を有する人

5 試験日及び会場

試験日	令和6年8月18日（日） 9時～
会場	四日市市総合会館7階第3研修室（四日市市役所西）

6 試験内容

※鉛筆（B又はHB）と消しゴム等の筆記用具を持参すること。筆記試験に辞書の持ち込み可。

試験科目	試験時間	内容
作文試験	50分	出題されたテーマについて考えをまとめ、日本語で作文を書きます。日本語の能力と職務に対する理解度をみます。 テーマ：[仮題] 日本人市民と外国人市民が共に地域の活動に参画し、地域社会を支え合っていくために取り組むべきこと
筆記試験	30分	日本語とポルトガル語の能力をみるための記述試験を行います。
適性試験	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
面接試験	20分	日本語で面接試験を行い、人物及び職務に対する適性などについて総合評価を行います。なお、ポルトガル語での質問も一部含まれます。

7 合格発表

令和6年9月上旬（予定）

*郵便にて本人へ通知

8 受験手続

○提出書類

◇受験申込書 1部〔市規定用紙。3か月以内に撮影の上半身・脱帽の写真
(30×40mm)を申込書、及び受験票に貼り付けること〕

※学歴・職歴欄については、学部学科名などまで記載し、卒業、中退等を明示してください。

◇受験票 1枚〔市規定用紙。受験申込書と同一の写真を貼ること〕

◇封筒(長3) 2通(あて名を明記し、84円切手を貼ること)

※受験票、試験結果を送付するときに使用します。

◇在留資格を証する書類(在留カードの写し等) 1部(外国籍の人のみ)

○提出先

四日市市 市民生活部 市民生活課多文化共生推進室

四日市市諏訪町1番5号 (〒510-8601) 四日市市役所5階

○受付期間

令和6年7月18日(木)～令和6年8月6日(火)〔当日必着〕

※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。持参の場合の受け付けは、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

9 試験結果の提供

この試験に不合格になった人のうち希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

① 期間 合格発表日から1か月間

② 場所 四日市市 市民生活部 市民生活課多文化共生推進室

③ 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類(運転免許証等)を持参の上、
直接申し出る。

10 受験についての問い合わせ先

四日市市 市民生活部 市民生活課多文化共生推進室

(電話) 059-354-8114

勤務条件

(1) 初任給 185,680円（金額は地域手当（10%）を含む）

☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。（同職種の前職がある場合に限り）

☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.5月分。ただし、採用初年度については異なります。）、退職手当などが支給されます。

☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

(2) 勤務場所 四日市市笹川六丁目29-1 四日市市多文化共生サロン

(3) 勤務時間等

1週あたり38.75時間、原則として祝日、年末年始を除く月～土曜日の午前8時30分～午後5時15分。（週5日のシフト勤務。地域行事等、休日出勤や時間外勤務あり。）

(4) 休暇

年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。

(5) 任用期間及び再度の任用

採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。（令和7年3月31日）

（勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和9年3月31日まで。）

（その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和11年3月31日まで。なお、62歳を超えての選考による再度の任用はありません。）

《参考》 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定めるものを除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者